

平成29年度 仙台市立中山小学校いじめ防止基本方針

改訂 平成29年3月5日

1 目的 本校におけるいじめの「防止」「発見」「対応」「解決」に関する方針を示す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（*1）」。

3 基本的な考え方

- (1) いじめは、「子供集団の社会構造」に起因する。
- (2) いじめは、「子供集団の教育力」が、負の方向に働いたときに発生する。
- (3) いじめは、全ての子供、全ての学級に起こりうる。
- (4) 本校の教育目標「ともに学び合い認め合う児童」の育成を目指し、「子供集団の教育力」を正しく発揮させる教育活動が、いじめの「防止」「発見」「対応」「解決」につながる。
- (5) そのためには、教師をはじめとした子供たちを取り巻く大人の協働的な取組が不可欠である。

4 具体的な取組

(1) 防止

- ① 「心豊かで、たくましく、進んで学ぶ児童の育成」を目指し、「子供集団の教育力」を正しく発揮させる教育活動を展開する。
 - ア いじめに向かわない「学級づくり」に努める。

様々な児童がリーダーとなれる場面、認められる場面が与えられ、達成感を感じられる学習活動を行う。
 - イ 異年齢集団と関わる活動を積極的に取り入れる。（「たてわり活動」「複数学年による学習発表会」「低学年の合同生活科」「中高学年の合同総合的な学習の時間」等）
 - ウ 児童会を中心にした「いじめ防止」に向けた啓発活動を行う。
 - エ 「いじめ」防止に向けた「心を育む授業」を年間指導計画に位置づけ、保護者や地域に公開する。（道徳、学級活動等）
 - a 「いじめ」に関する基本的な考え方を子供たちと確認する。

※「悪ふざけ」「本気のけんか」と「いじめ」の違い（いじている意識がなくても、それをされた本人が心身の苦痛を感じているのであればそれは「いじめ」である。）

※誰かがいじめられていたら、助ける。または、先生や家族にそのことをすぐに話す。そのことは、少しも卑怯なことでも悪いことでもない。直接話すことができないときには、どうしたらいいかについての方法も教える。

※いじめは犯罪であり、人権侵害である。（「いじめ防止マニュアル」P.3）
 - b 「いじめ」を受けた人への影響、いじめた側・いじめられた側の気持ちを考える授業などを行う。
 - c 『「たく生き」授業プラン集』を活用して、「かかわる力」「見つめる力（気持ちコントロール）」を中心としたより良い人間関係を育む授業を実施する。
- ② 教職員の研修及び情報交換を定期的に行う。
 - ・「生徒指導全体会」によって、教職員の共通理解を図る。
 - ・毎月の職員会議において、いじめ防止の取組について確認と児童の情報交換を行う。
- ③ 保護者、地域と連携した教育活動と啓発を行う。
 - ・生活科や総合的な学習の時間などで保護者や地域と協力した学習活動を展開する中で、様々な立場の人と児童の関わる場を作り、児童の行動を第三者の目で把握してもらう。

- ・いじめ問題に対する啓発と対応への理解・連携を目的として、いじめ防止等に対する学校の取組状況等について積極的に保護者や地域住民へ広報する。

(2) 発見

① 教職員の観察

- ・日常的に以下のようなことが特定の児童に継続的に見られないか観察する。
 - ア 机を離す。
 - イ 仲間はずれにする。
 - ウ ものを隠されたり落書きされたりする。
 - エ 無視されたり悪口を言われたりする
- ・「休み時間の交友関係調査」「いじめアンケート」（本校独自及び全市一斉）を実施し、必要に応じて児童への聞き取りと指導を行う。結果は、校内の「教育相談委員会」に報告する。
- ・3日以上欠席や遅刻・早退、保健室利用が続いている児童については、毎月の職員会議で状況を報告する。

② 調査

a 休み時間における交友関係調査

【目的】 独りぼっちになっている児童がないかを探る。

【内容】 30分休みのときに、誰と遊んでいたかを1週間調査する。

【方法】 休み時間終了後以下の手順で調べる。

- ・一人の児童を指名し、その児童と今の休み時間遊んでいた児童を名簿に記録する。
- ・次の児童を指名し、同様に一緒に遊んでいた子供を記録していく。
- ・この作業を1週間続ける。

b 中山小学校学校生活アンケート（別紙 7月実施）

c 仙台市全市一斉の「いじめ実態把握調査」（別紙 11月実施）

③ 保護者との面談（年2回）

- ・個人面談（7月及び11～12月）での情報交換を行う。

④ 第三者による相談及び観察、情報提供

- ・スクールカウンセラー、さわやか相談員、小1生活・学習サポーター、中山児童館等から、気になる児童について定期的に情報提供を受ける。

(3) 対応

① 初期対応

いじめを発見したり情報を得たりした教職員は、教頭に連絡し、速やかに複数の教職員で事実確認を行う。事実確認後、校長に報告しその後の指示を受ける。なお、「重大事態」（*2）と校長が判断した場合は、直ちに仙台市教育委員会に報告し、指示を受ける。

② 校内で対応すると判断した場合

「教育相談委員会」で、事実確認を行い、対応策を検討し、組織的に対応する。

③ 「重大事態」と判断した場合

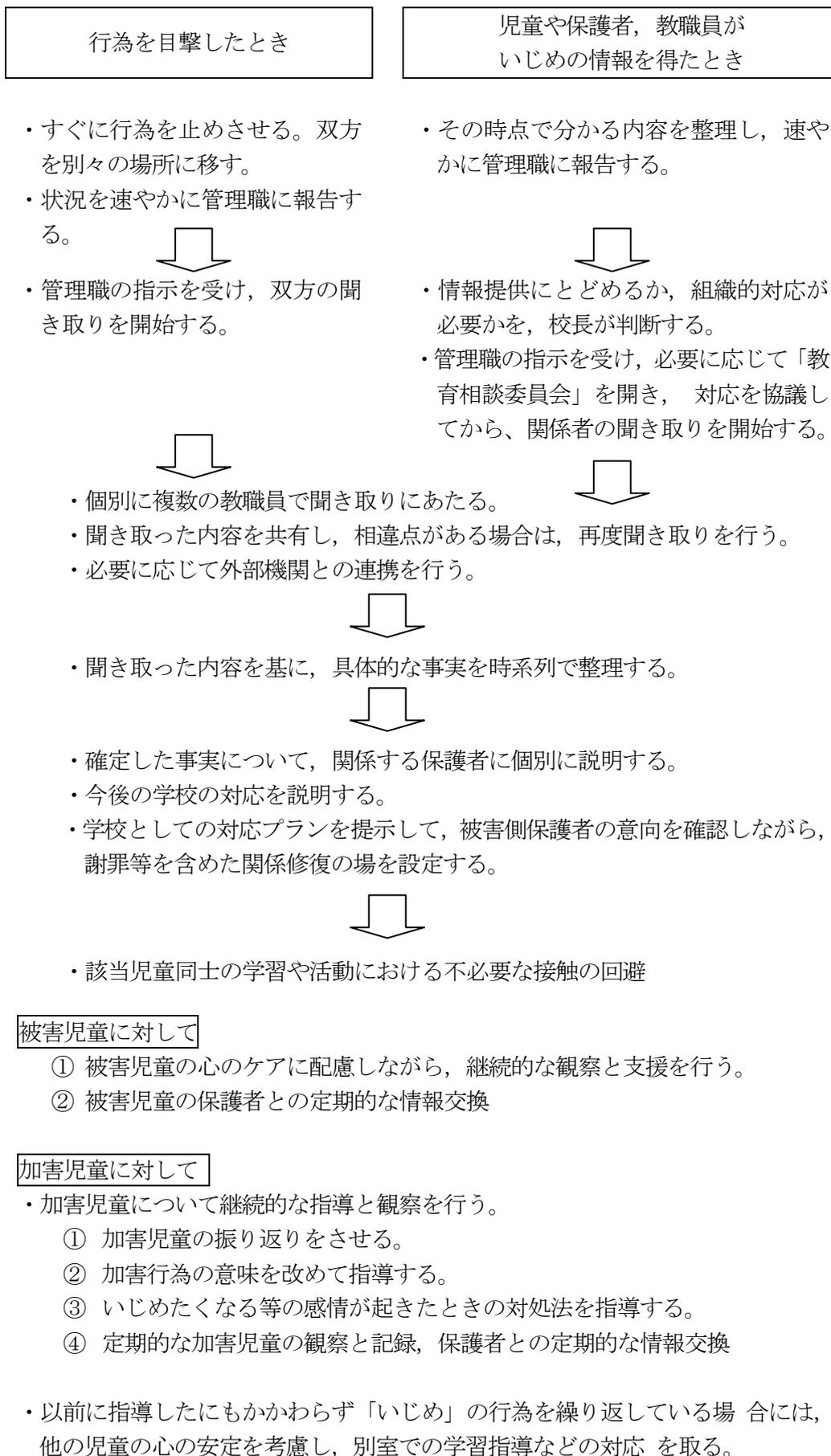
ア 学校主体となって対応する指示を受けた場合

仙台市教育委員会の指示に基づき「中山小学校いじめ調査委員会」で、事実確認を行い、対応策を検討し、関係機関と連携し対応する。調査結果については、仙台市教育委員会に報告する。また、該当児童及び保護者にも適切な方法で説明を行う。

イ 仙台市教育委員会が主体となって対応する場合

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと仙台市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

④ いじめが起きたときの体制



(4) 解決

- ① 「教育相談委員会」及び「中山小学校いじめ調査委員会」で、対応策を検討した事案については、校長がその解決の確認に当たる。対策を講じても解決が見られない場合は、再度委員会で対策を検討し対応に当たる。
- ② 校長が解決と判断した事案についても、当学年内は、1週間後、1か月後、学年末に当該児童の状況について、担任から校長に報告する。
- ③ いじめが継続していると考えられる事案や「重大事態」については、卒業まで「生徒指導全体会」にて、継続的に教職員間で情報交換するとともに、中学校へも引継ぎを行う。

5 組織

(1) 教育相談委員会（主管 いじめ対策担当教諭）

- ① 構成 校長，教頭，教務主任，いじめ対策担当教諭，生徒指導主任，養護教諭，該当学級担任
- ② 活動内容
 - ア 定期的ないじめアンケート等の調査実施後の報告と対応策の検討
 - イ いじめの事案が発生した場合の対処（事実確認，対応や指導等の方針決定等）
 - ウ その他いじめの防止等に関する重要事項の検討（「いじめ防止対策基本方針」の改訂等）

(2) 中山小学校いじめ調査委員会（委員長 校長）

- ① 構成 「教育相談委員会」構成員，学校評議員，PTA 役員（会長等），該当児童保護者等，及び，公平性・中立性を確保するために校長が必要と判断した者
- ② 活動内容
 - ア 「重大事態」の事実確認，対応策の検討
 - イ 関係機関と連携した対応
 - ウ 調査結果の仙台市教育委員会への報告
 - エ 該当児童及び保護者への説明。

7 公開及び改訂

- (1) 本基本方針の概要版を，学校Web ページで常時公表する。
- (2) アンケート等の実施結果については，学校評議員会に報告する。
- (3) 本基本方針については，自己評価及び学校評議員会の意見を基に，必要な見直しを行う。

8 註 *1 いじめ防止対策推進法 第2条（いじめの定義）

*2 いじめ防止対策推進法 第28条（重大事態）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ」の定義 と 基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（*1）。

- (1) いじめは、「子供集団の社会構造」に起因する。
- (2) いじめは、「子供集団の教育力」が、負の方向に働いたときに発生する。
- (3) いじめは、全ての子供、全ての学級に起こりうる。
- (4) 本校の教育目標「ともに学び合い認め合う児童」の育成を目指し、「子供集団の教育力」を正しく発揮させる教育活動が、いじめの「防止」「発見」「対応」「解決」につながる。
- (5) そのためには、教師をはじめとした子供たちを取り巻く大人の協働的な取組が不可欠である。

